九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

現代中国における「校長責任制度」の展開に関する考察 ： その影響要因を中心に

殷, 爽
九州大学大学院人間環境学府 ： 博士後期課程

https://doi.org/10.15017/5068298

出版情報：教育経営学研究紀要. 22, pp.11-19, 2021-03-26. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

現代中国における「校長責任制度」の展開に関する考察
－その影響要因を中心に－

殷　爽
（九州大学／大学院生）

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　「校長責任制度」の中身と展開過程
Ⅲ　義務教育、人事制度、財政制度の改革と「校長責任制度」
Ⅳ　おわりに

Ⅰ　はじめに

１．問題の所在

本稿では、中国において 1980 年代に再び取り上げられた「校長責任制度」[(1)]の約 40 年間の展開を検討する。これまでの「校長責任制度」（後文 13 頁の図１により「校長」「党支部」「教職工代表大会」「児童生徒、保護者、社区」がその制度の基本構成である）における校長の権限を分析し、制度の展開の影響要因を解明することを目的とする。

「校長責任制度」は「中華人民共和国教育法」[(2)]（以下略称「教育法」）、「中華人民共和国義務教育法」[(3)]（以下略称「義務教育法」）に学校管理の基本制度として規定されていた。「教育法」（2015 年修正）第三章第三十一条により「学校の教育と授業、及びその他の行政管理において、校長は責任をもつ」と明記されている。「義務教育法」（2018 年修正）により、第三章第二十六条「学校は校長責任制度を実施する」ことも規定されている。

「校長責任制度」の再利用について、以下のような背景があった。1980 年鄧小平の講演文章「共産党と国の統制制度の改革」が公開された。中国の政治体制制度改革の重要的指導要領として改革の理念は主に以下を中心にした。１）党政分離；具体的には「共産党」の役割と「政府」の役割を明確的に分けた。鄧小平の説明によれば、「党と政府の役割の混合とは共産党の指導一元化のスローガンを持ちながら、一切の権限を党の委員会の書記に任せたということになる。そのために、「個人指導」になりやすいので、官僚主義を引き起こしている」[(4)]という考え方である。２）権限移譲、職能の変化;「権限移譲は中央と地方の関係を整理するだけではなくて、地方の各級の権限も下の各級に委譲しなければならない」同時に当時の経済体制改革に適応するために、「経済の管理体制を地方に移譲する際に大胆さが重要である」[(5)]ことを強調した。３）機構改革、組織や人員を削減して簡素化する。４）幹部人事制度の改革；鄧小平は「幹部の人事」を重視し、「知識を尊重し、人材を尊重する。特に、人材育成と活用及び幹部組織の若手化」[(6)]を改革の中心任務として提示した。経済体制の改革と比べて、中国の政治体制改革は何度も停滞して後れを取ったが、1989 年から政治体制の改革は本格的な調整段階に入った。

このような「権限移譲」・「党政分離」の影響を受けて、教育システムにおける中央と地方の関係及び学校組織内部管理構造も変わった。学校組織内部の管理構造の変化は「校長責任制度」の導入である。80 年代から企業で「政企分離」という「党政分離」の発展に伴い、中央政府から地方政府への権限委譲が、学校組織に強い影響を与えた。そして、本論では「校長責任制度」は中国のマクロな制度の変動の従属変数の一つとして捉える。

篠原（1989、1994、2001）は、80 年代末から 2000 年代前半までの中国の「校長責任制度」のシステム、実現過程への継続的研究を行った。中国の「校長責任制度」の実現に対して、篠原（2001）は内在・外在の両側面からその阻害要因を推論している。当時の校長責任制度の条件となる校長自身の資質・力量に関しては、年齢・学歴といった属性傾向からみえる「若年化」や「低学歴」傾向が実際の「管理能力」への低い評価と呼応し、定着化の大きな内在的阻害要因となっていることを指摘した（篠原　2001）。つまり、中国の校長の資質・力量は「校長責任制度」の実現に対する重要な要素として位置づけられなければならない。一方、

外在的な阻害要因は、党支部書記との関係上、既得権争いと権限の意識の葛藤を原因とした人間関係的不安定さである（篠原　2001)。したがって、「校長責任制度」の構成システムがもつ限界はその展開と実現に影響を及ぼしている。

2000 年以降、中国国内の研究者らは行われていた「校長責任制度」の現状と課題に関する研究の中で、篠原(2001)は校長の資質・力量という「校長責任制度」の実現の阻害要素とは異なる、その他二つの要素を提起した。その二つとは「法的要素」と「校長を約束する制度的要素」である。まず、「校長責任制度」において、校長に与えた権限の実現を確保する関連制度と法律が少なく、また、「校長責任制度」の概念や、具体的な目標・内容の説明についての政策用語の表現は曖昧であるという側面から「法的要素」の阻害要因が指摘された。そのため、校長責任制度が実施された際、各地域でそれぞれ理解、解釈があり、現場での「校長責任制度」についての統一された理解はない。また、「校長を約束する制度の要素」というのは、党支部、小中学校の管理・経営方策決定のシステムという校務委員会、教職工代表大会、保護者委員会など学校内部の機関との調和、またもらった監督、評価など制度の不備を指す（王・林　2017)。

篠原(2001)、王・林(2017)は「校長責任制度」の実現に対する阻害要因を考察する視点は、この制度の内側、つまり制度の基本構成である「校長」「党支部書記」の関係、また教職員から監督にみる要因を推測、論述したものであることが上記の整理から分かった。一方、この制度の外側である中国の制度の全体構成の視角から「校長責任制度」を見れば、例えば 13 頁の図 1 で表示された校長の「決定権」「人事権」「財政権」は関連制度にどのような位置が付けられているか、さらにこの関連制度の変動と改革と伴い、「校長責任制度」の中で校長が持っている「決定権」「人事権」「財政権」は変化があるか、どのような変化があるか。これについて、先行研究では十分に検討されてこなかった。

劉（2013）は、現在の「校長責任制度」の実施背景と制度成立時のそれとが異なることを説明するために、「農村部義務教育の管理体制の変化」「国家の財政体制の変化」「人事制度の変化」「教育理念の変化」を整理した。だが、この四つの関連制度がなぜ「校長責任制度」に影響していたのかについては劉(2013)の分析はまだ十分ではないため、引き続き深く検討する必要がある。

以上より、本論のリサーチクエスチョンは、「校長責任制度」の外側である中国の制度の全体構成の視角から見ると、劉（2013）は提起した「農村部義務教育の管理体制の変化」「国家の財政体制の変化」「人事制度の変化」、なぜ中国の「校長責任制度」の展開に影響を与えるか、である。

２．分析の視座と方法

上述の整理に基づき、中国の「校長責任制度」の展開を再考察するにあたり、本論では制度の外側である中国の全体制度構成という視角を選定し分析を行う。主に、制度の文脈が変化すると同時に、「校長責任制度」も変化していることを想定して着目する。制度の文脈において「校長責任制度」と関わっている制度の変化は、なぜ「校長責任制度」の実現に影響を与えるのかについて解明してみる。

そのため、本論は主に以下のような手順で進む。まず、「校長責任制度」の基本構成、中身などを再整理する。ここでは主に先行研究と政策文書を扱う。第二に、「校長責任制度」の展開の再整理を行う。主な根拠としてはマクロ制度の変化をとりあげる。第三に、「校長責任制度」である校長の「人事権」「財政権」と関わっている中国の「人事制度」「財政制度」を分析枠組みとして、そちらの変化がなぜ「校長責任制度」に影響を与えたのかを解明する。

Ⅱ　「校長責任制度」の中身と展開過程

１．「校長責任制度」とは

先述したように、「教育法」（2015 年修正）「義務教育法」（2018 年修正）では「校長責任制度」に対する基本的な定義と要求がないため、定義を含めた制度の解釈についてはこれまで激しい議論が展開されている。その中には、「校長責任制度は①学校が上の行政部門の指導のうちに、②校長が全面的責任を持つことを核心として、③同じ支部（共産党支部）から監督を保証し、④これにあわせて教職員の民主的管理を用意することも必要である」

[7] のような成立の前提条件を中心にした定義がなされるものがある。また、「校長は学校行政の責任者であり、学校の法人代表、外部に対し学校を代表し、内部に対し責任を持ち、学校経営の全体を指導し、学校管理の自主権をもつというのが校長責任制度である」[8]のような校長の学校管理権限及び自由性を中心にする定義もある。中国で学校管理（経営）の自律性は本当に存在するかという根本的なところに及ぶため、「校長責任制度」の解釈と定義は直接に中国の学校管理のあり方を決定すると言える。特に、「党支部と行政からの監督を必要とするか、どの程度の監督が妥当であるのか」あるいは、「校長は完全な学校経営の自主権を持っているか」といったことが論点となっている。学校管理体制の性質は「校長責任制度」の定義の違いによって変化する。

近年、以下の図１で示したように「校長は学校の全面に対する責任を持ち、党支部の監督を確保し、教職工、児童生徒、保護者、社区[9]を参与させると同時に、学校のことを民主的に管理、監督するような体制が校長責任制度である」と定義された[10]。このような定義から、「校長責任制度」の構成主体は、校長以外にも「党支部」「教職工代表大会」「児童生徒、保護者、社区」があることが分かった。

この三つの主体は、学校の法人である校長を監督し、実際に学校管理に対する法的な権利を持っている。その中で、無視できないのは、学校管理について「党支部」が持っている参与、決定権である。楊（2012）によれば、「党支部」は学校の重大な事情の決定に参加する権利がある。その目的は、「学校の管理は党、国の方針・政策、法律法規によって進んでいるか」を確認・監督するためである。つまり、現在中国の「校長責任制度」において、執政党である中国共産党の代わりに、学校の「党支部」は公立小中学校の管理・経営に直接的に関与している。さらに、公立の学校管理・経営への「党支部」の直接的関与が法律では許可されているという現実が存在している。

「教職工代表大会は学校の発展計画、規定と制度、財務などを審議する権利」[11] を持っている。そして、「校長責任制度」は教職員の学校管理・経営に参加する権利を確保している。児童生徒、保護者、社区が学校へ参加する権利も教職員の参加権利と同じく保証されている。

校長は「決定権」「人事権」「財務権」「研修権」「意見提出権」を持っている。この点は篠原(2001)が決定権・指導権・人事権・財務権のように整理したことと異なっている。校長は権利を活用し学校管理・経営活動を行う全プロセスにおいて教職工代表大会と児童生徒、保護者、社区の監督を受ける。「研修権」の詳しい内容について、「校長は国が規定していた研修を受ける権利を持っている。校長は免許書を持つべき、入職前、初任者研修を受けるべきである。また、校長になった後も現職研修を受けなければならない」と楊（2012）は解釈した。「意見提出権」は、主に「校長は教育行政部門に意見を提出する権利」とされている。

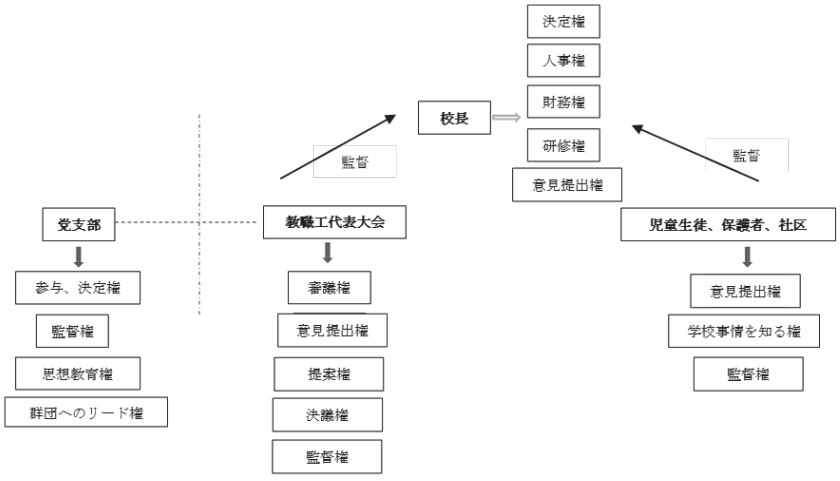

図１　「校長責任制度」基本構成と各主体の職権（出典　『学校管理』85-87 頁により筆者作成）

２．法律における「校長責任制度」の位置

以下の図２のように、「教育法」（2015 年修正）の全体像から見れば、現在「校長責任制度」は「学校及びその他の教育機構」の部分に属する。すなわち、「校長責任制度」は学校に関連する法律に位置付けられた。「義務教育法」も同じく「学校」の枠で規定されている。最初版 1995 年の「教育法」において「校長責任制度」に関する文言は変わってないが、現在では所在する条目が以前の 30 条から現在の 31 条に移行されただけ、且つ以前の 30 条目の全部の内容をそのまま現在の 31 条に移すのみである。「義務教育法」（2018 年修正）はさらに「県レベル（日本の市区町村相当）の人民政府の教育行政部門は校長を招聘・任用する」という校長採用の部門を規定した。最初版 1986 年版の「義務教育法」において「校長責任制度」に関する文言は変わられない、また所在する条目も変わっていない。

図２　「教育法」(2015 年修正)「義務教育法」(2018 年修正）における「校長責任制度」の位置

規定された具体的内容により実際には「校長責任制度」に言及した「教育法」（2015 年修正）「義務教育法」（2018 年修正）では校長の採用に関するものと同じ条目にまとめられていること分かった。文言の前後順番、関係によって、校長とした力量が持っているかを「校長責任制度」の前提条件として位置づけられるため、同じ条目で整理される趣旨があるかもしれないと推測している。

３．「校長責任制度」の展開

1985 年以降中国の教育制度改革の流れについて、以下の表１のように時系列、法律、政策文書をもとに整理してきた。改革の内容から見ると、①80、90 年代には一般行政から各分野までの「権限委譲」改革とそれと伴う人事制度の変化、②2000 年以降には現代化教育体制の作成、農村部の発展、改革への重要視、③2010 年以降にはさらなる法律・制度の完全性への提唱が次々に推進されていたという各段階の要点と重点がある。

「校長責任制度」の変化では、実施される範囲は「中等教育及びその以下の各種類学校」(1993)から「一般的公立小中学校、中等職業技術学校」(2004)まで拡大するという変化が見られる。また、実施は「徐々に」から「全面に」推進するとなった。

一方、「校長責任制度」に関連する政策の中で、上記の制度実施の範囲とスピードが変化していた以外、関わっている制度の内容面の変化は政策から読み取れない。例えば、表１の 2010 年「一般的公立小中学校、中等職業技術学校で校長責任制度を完全なものにする」という規定には、どのようにしてこの「校長責任制度」を完全なものにするかということについて、関連する中央政府の政策、法律が一切に公表されていない。

表１　教育制度の改革と「校長責任制度」の展開（1985-2017 年）

年度	法律・政策	教育制度の改革内容	「校長責任制度」について
1985 年	「教育体制の改革に関する決定」	中央政府から地方政府に**権限委譲、人事制度**の改革	学校では、徐々に校長責任制度を実施する。
1993 年	「中国の教育改革と発展綱要」	社会主義の市場経済体制を作成し、**建学体制**の改革、**教育経費に関する体制改革**	中等教育及びその以下の各種類学校は校長責任制度を実施する。
1995 年	「中華人民共和国教育法」	同上	学校教育、管理、校長は責任を担う。
2004 年	「2003-2007 年教育振興行動計画」	**現代化的教育体系**を作成・完全なものにし、重点的に**農村教育の発展と改革**を推進する。	一般的公立小中学校、中等職業技術学校で全面に校長責任制度を推進する。
2006 年	「中華人民共和国義務教育法」	同上	学校は校長責任制度を実施する。
2010 年	「国家の中長期教育改革と発展・企画の綱要（2010-2020 年）」	人材育成の体制、大学入試制度、**建学体制、管理制度の改革、現代の学校制度を作成する。**	一般的公立小中学校、中等職業技術学校で校長責任制度を完全なものにする。
2016 年	「法律に沿った教育統制・管理の実施綱要」	教育の関連法律・制度を完全なものにする。	校長責任制度を完備する。
2017 年	「国家の教育事業の発展に関する『第十三回目の５ヶ年』企画」	同 2010 年	公立小中学校、中等職業技術学校で校長責任制度を完全なものにする。

（出典　王庫、林天倫(2017)「中小学校長負責制 30 年：困境与対策」『教育科学研究』第 7 期、45 頁により筆者作成）

Ⅲ　義務教育、人事制度、財政制度の改革と「校長責任制度」

1. 義務教育の管理体制の改革から「校長責任制度」への影響

2000 年以降、農村部の義務教育改革を始まり、中国の全体の義務教育の管理体制が変わっていた。公表された「基礎教育改革と発展について決定」（2001 年)、「農村部義務教育管理体制に関する通知」(2002 年）により、「農村部の義務教育管理体制は、国務院指導、地方政府が責任を持ち、分級管理、県レベル（日本の市区町村相当）の人民政府が主な管理者としたような形に実行する」が繰り返し強調された。それを踏まえ、2003 年、2005 年次々に「更に農村部の教育工作を強化する決定」「農村部の義務教育費の保障制度を深化する改革の通知」の二つ政策が公開されていたので、義務教育の管理体制における県レベルの人民政府が主な管理者となる改革が着実に実施されていることも確認できた。

現在、義務教育段階の学校の管理について、「義務教育法」第七条では「義務教育は、国務院が主導し、省・自治区・直轄市の人民政府が企画・実施する。県レベル（日本の市区町村相当）の人民政府が主な管理者である。県レベル以上の人民政府の教育行政部門は具体的に義務教育の実施を担当する」と規定されている。

では、なぜ義務教育の管理体制の改革は「校長責任制度」に対して影響があったか。これまで、中国の県レベル人民政府の下に郷・鎮の人民政府が設置されていた。しかし、郷・鎮人民政府には教育行政部門が設置されていない。その状況で、県レベルの教育行政部門は直接に郷・鎮・村の校長を管理・監督する。郷・鎮の中心学校の校長はイコール郷・鎮の教育行政部門とも言える。このように考えると、「義務教育法」の規定によって実施する場合、少なくとも郷・鎮の中心学校の校長の権限は大きくなるはずである。

ただ、先述した「更に農村部の教育工作を強化する決定」(2003)は、県レベルの人民政府は校長、教員の人事全体に配慮し管理することが規定された。そのため、農村部の義務教育の管理体制について県レベルの人民政府を中心にしたことが強調され、教員人事も県レベルの人民政府が管理することが規定されたことで、「校長責任制度」の校長の人事権に対する「教職員を招聘する権利を持っている」[(12)] という説明とずれたのではないだろうか。先述した推論では、郷・鎮の中心学校の校長の権限が拡大したように見えだが、実際には中核の教員の招聘権はもっていないのである。

以上の整理からみると、義務教育の管理体制の改革が、「校長責任制度」の展開を阻害している側面があると言える。これには、表１で表示したように「校長責任制度」の発展の形骸化の要因ではなだろうか。

２.人事制度から校長の人事権への影響

狭義に捉えれば、中国の人事制度は主に、公務人員の任用、管理という制度である。近年、人事制度への改革の焦点は主に党政の幹部改革、すなわち共産党内部の幹部と政府の公務員の選抜、採用、評価、監督などに当てられている。もう一つの重要な部分は国有企業、事業組織の中の人員の採用、選抜などである。

中国の校長、教員などの学校関係者は事業組織に属し公務員ではないと規定されている。2009 年公開された「2010-2020 年におけるさらなる幹部人事制度への改革に関する企画綱要」によると、現在の事業組織の人事制度改革の重点は、「招聘制度を推進し、仕事の持ち場の管理制度を作成、推進する」ことであることが分かった。具体的には、これまでの事業組織の人員である終身雇用の体制を廃止し、契約制に改革する方向である。また、管理制度については、招聘、選抜、委任などの競争制度を厳しく活用し優れたものを選ぶという原則をもとに、人員を採用する。

2003 年、中国の人事部、教育部は「さらなる小中学校の人事制度への改革に関する実施意見」を公開した。この時点で教員の招聘制度を推進することが決められていた。招聘制度以外に、教員の給料に関する要求も提出された。「国の承認の範囲内において、招聘制度に適応している学校の給料分配制度は各教員の職責や業績を加味して運営される」と明示された。教員の業績給料について、「義務教育段階の学校で業績給料を実施する指導意見について」(2009)では「学校は内部の審査、勤務評定の制度を完全なものにする。各職位にいる教員の特徴によって、分類して審査を実施する」と明示した。

ここで言及されているのは、教員としての基本給料以外の業績給である。人事制度の中で教員の学校内部の業績給の規則の作成が強調されたということは、「校長責任制度」における校長の人事権が強くなったとも言える。なぜなら、校長の人事権は「教職員を招聘し、審査、勤務評定、研修などに対する決定をする」[(13)]ことと指摘されていたためである。更に、具体的例を見てみれば、四川省の「小中学校長の招聘、任用に関する管理方法（試行）」（川教　2004、09 号）により、「国家と省の関連規定に基づき、校長は教職員を招聘し、賞罰、勤務評定という権限を持っている」と規定された。それらのうちの招聘の権利は形骸化されていたようであるが、人事権における勤務評定の権利が強化されたことが確認できる。

先述した義務教育の管理体制の改革において、校長の「人事権」の招聘権利の形骸化の解明を含め、中国全体の制度構成を再考すれば、中国の「校長責任制度」における校長の「人事権」について、次のような特徴と真意が推測できるだろう。それは、「校長責任制度」における校長の権利に対し、制度の内部で管理し偏りをなくそうとする様子が見られるということだ。その表現では、校長の招聘権がない、教員に対する勤務評定の権限がある。同時に、「校長責任制度」における校長の専権を避けるために、学校管理、経営の自律性を確保する教員招聘権を校長には与えていない。このことは、教育制度の変化にもかかわらず「校長責任制度」が 30 年以上も変化せず存続している理由であると考えられる。

３．財政制度から校長の財務権への影響

校長の財務権には、先述した四川省の「小中学校長の招聘、任用に関する管理方法（試行）」（川教　2004、09 号）により、校長は「国家の資産を管理する関連規定を参照し、学校の財産を管理する。中央財政は分配する教育費、各種類の民間の寄付金などに対する、財政制度など関連規定により合理的に支配、使用する」という権限を持っている。

2000 年以降、農村部義務教育経費保障制度の改革は教育領域に対する中国の財政制度の中核となっている。「義務教育法」第四十七条も明確に「国務院と県レベルの地方人民政府は、実際のニーズによって、特定項目の資金を設定し、農村地域、民族地域を扶助し義務教育を実施する」と規定している。この農村地域の義務教育保障制度の内容については、学校の寮に寄宿している貧困家庭の子どもに生活補助金に与える；農村地域の義務教育段階の児童生徒に無償教科書を提供する；農村地域の学校設備の使用経費を増加するなどが挙げられる[(14)]。

農村部の学校に分配される教育費は以前よりも増加し、その経費の使用と手配が学校の管理における重要な部分となる。つまり、「どのように合理

的に分配するか」ということは校長の財務権と関わると思われる。劉(2013)の指摘によれば、80、90 年代は、公教育費の手配以外にも民間からの教育経費を工面することが校長の財務権の重点であった。しかし、現在は学校内部の教育費用、つまり中央財政は分配する教育費の処置が校長の財務権の重点となされている。

なお、「更に農村部の小中学校の管理レベルを強化し、その予算と執行の関連任務をきちんと完成する」[(15)]と示されていることも注目すべきである。ここは「**執行**」という用語が具体的支援金などを分配することを意味すると思われる。つまり、政府の教育費・支援金が増加すると、その資金の使用、分配の基準と企画は地方人民政府の教育行政部門が先に作成し、各小中学校はその企画を受け入れ、実施するのみで終わる。学校管理の財政面では再び上意下達の学校管理モデルに戻っていると推測できる。

従って、中国全体の財政制度における教育領域への投入の多寡、関連政策の変更に伴い、校長の財務権の範囲と内容も実際に変化していることが上記の分析から分かった。ただ、この中身の変更が「校長責任制度」の根底を変えないというより、民間から学校の費用を工面する際には学校管理・経営の自律性が実現され、校長は学校経営に近づくことができるだろう。しかし、現在の「校長責任制度」における校長の財務権を考えると、中国の学校管理体制は依然として政府による「管理」が続いているといえる。

Ⅳ　おわりに

本論では、現代中国の「校長責任制度」に対する篠原（1989、1994、2001)、王・林(2017)の考察をもとに、これまでの展開の影響要因を再考した。「義務教育の管理体制」「人事制度」「財政制度」の改革を分析枠組みとして、制度の外側の変化という視点からそれらの変容が「校長責任制度」に与えていた影響の原因を明らかにした。特に、校長の「人事権」「財務権」の成立、実現状況を考察した。その結果は、以下の三点にまとめられる。

第一に、「校長責任制度」は学校管理制度として「教育法」「義務教育法」に位置付けられた。校長が「人事権」「財務権」「決定権」などの職権を持っているだけではなく、重要な構成要素である「党支部」「教職工代表大会」「保護者、児童生徒、社区」にも職権があることが確認できた。特に、学校管理・経営に対する「党支部」の決定権が法的に認められていることが明らかとなった。

第二に、1985-2017 年の教育制度改革に関する政策文書の整理から、教育制度の改革と共に「校長責任制度」が変化していたところは、求められる制度を実施する範囲、スピードが、政策で明確されていたことが分かった。ただ、内容面の変化が何も政策から読み取れない。特に、「校長責任制度」を完全なものにするための中央政府の関連政策が作成されていなかった。「校長責任制度」のあり方は停滞していると言える。

第三に、義務教育管理体制の改革に伴い、校長の「人事権」における中核の教員の招聘権が県レベル行政部門に移されるなど、「校長責任制度」として校長の「人事権」が成立していない部分があることが分かった。しかし、「人事制度」の改革の中で教職員への業績給が導入され、校長の「人事権」の中では、教員への勤務評定の権限が強化された。また、政府による義務教育経費の投入とその増加によって、校長の「財務権」の内容と範囲が縮小させられていたことを確認した。

以上の検討から中国の学校管理体制の設計原理に対する次のような知見を提出する。第一に、中国の学校管理体制である「校長責任制度」の設計における制度内部で、中央政府から学校教育をコントロールし偏りをなくそうとする様子と理念が見られる。つまり、コントロールしながらある程度自由度をあげる。第二に、中央政府が未だに「校長責任制度」を完遂するための具体的政策を作らない理由は、校長と学校に与える権限と、人事制度や財政制度などマクロな制度との合意を調整しているからではないだろうかと推測している。第三に、中国が発展途上にある段階では、学校教育はその発展を促進する手段とされているため、「校長責任制度」のような管理制度を形骸化しているかたちで展開することもある程度は容易であった。しかし、今後求められる中国の学校管理体制の転換には、校長責任制度のその他の構成要素である教職員工代表大会、保護者、児童生徒、社区の学校管理への法的保障の具現化、すなわち法

制度を完全なものにする改革が重要ではないだろうか。

本論は、篠原(1989、1994、2001)が予測した「校長責任制度」の阻害要因の「校長の資質、力量」の側面への考察は十分に言及できておらず、これについては、今後の課題として次稿で検討する。

【注】

(1) 中国の「校長責任制度」について、1954－1957年の間に一度採用されたことがある。1980年4月2日の「人民日報」によると、華中師範大学教授籘宗六が公開した「小中学校の指導体制を校長責任制度へ改革すべき」という提言を契機として「校長責任制度」の導入が開始された。

(2)「中華人民共和国教育法」、1995年3月18日公布された中国の教育基本法である。2009年8月27日第1回目の修正がなされ、2015年12月27日第2回目の修正がなされた。本文の引用は主に2015年修正、2016年6月1日から実施された版である。

(3)「中華人民共和国義務教育法」、1986年4月12日公布され、1986年7月1日から実施した義務教育段階の子ども就学権利を保障し、義務教育の実施を保障する法律である。2006年6月29日に修正について議論があって、2015年4月24日第1回目に修正され、2018年12月29日第2回目に修正された。本文の引用は主に2018年修正された版である。

(4) 鄧小平文選（1975－1982）288－289頁。

(5) 鄧小平「中国の特色社会主義の建設」140頁。

(6) 鄧小平「中国の特色社会主義の建設」78頁。

(7) 閻徳明(1998)「校長責任制の基本含意を正確に理解すべき」『小中学校管理』第9期、2頁。

(8) 余白(2000)「校長責任制とは学校管理・経営において校長が全面的責任を担当することである-閻徳明様及び『4要素』の賛成者との相談」『小中学校管理』第Z1期、6-10頁。

(9)「コミュニティ」の中国語訳であり、社会学上の学術用語であったが、近年では中華人民共和国における都市部の基礎的な行政区画の単位を指す語として用いられる。

(10) 楊穎秀(2012)『学校管理』、北京師範大学出版社、84頁。

(11) 同上86頁。

(12) 同上85頁。

(13) 同上。

(14) 財政部・教育部(2007)「農村部の義務教育経費を調整・完全なものにする保障制度の改革ついての政策の通知」による。

(15) 同上。

【引用・参考文献】

- 篠原清昭(1989)「現代中国の学校管理論:校長責任制を中心として」『日本教育行政学会年報』第15巻、254-268頁。
- 篠原清昭(1994)「現代中国の学校改革--「校長責任制」の実現過程」『日本教育経営学会紀要』第36巻、82-97頁。
- 篠原清昭(2001)『中華人民共和国教育法に関する研究 ： 現代中国の教育改革と法』、九州大学出版会。
- 楊穎秀(2012)『学校管理』、北京師範大学出版社。
- 呉暁(2011)「中小学校長負責制的歴史回顧与反思」『学校党建与思想教育』、第4期、45-46頁。
- 劉露 (2013)「中小学校長負責制三十年回顧与現実課題分析」『教育理論与実践』第33巻、20-22頁。
- 王庫、林天倫(2017)「中小学校長負責制30年：困境与対策」『教育科学研究』第7期、44-48頁。
- 「中華人民共和国教育法」(2015年修正)。
- 「中華人民共和国義務教育法」(2018年修正)。
- 中国教育部(1985)「教育体制の改革に関する決定」http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_177/200407/2482.html
- 中国教育部(1993)「中国の教育改革と発展綱要」http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_177/200407/2483.html
- 国務院(2004)「2003-2007 年教育振興行動計画」http://www.gov.cn/gongbao/content/200

4/content_62725.htm
- 教育部(2010)「国家の中長期教育改革と発展・企画の綱要（2010-2020年)」http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/info_list/201407/xxgk_171904.html?authkey=gwbux
- 教育部(2016)法律を踏まえた教育統制・管理の実施綱要 http://www.moe.gov.cn/srcsite/A02/s5913/s5933/201605/t20160510_242813.html
- 国務院(2017)「国家の教育事業の発展に関する『第十三回目の５ヶ年』企画」http://www.moe.gov.cn/jyb_xxgk/moe_1777/moe_1778/201701/t20170119_295319.html
- 国務院(2003)「更に農村部の義務教育を強化する決定」http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_5747.htm
- 中国共産党中央弁公庁(2009)「2010-2020年におけるさらなる幹部人事制度への改革に関する企画綱要」https://wenku.baidu.com/view/9eafa9492b160b4e767fcff1.html
- 教育部(2003)「さらなる小中学校の人事制度への改革に関する実施意見」http://www.moe.gov.cn/jyb_xxgk/moe_1777/moe_1779/201412/t20141209_180779.html
- 国務院(2008)「義務教育段階の学校で業績給料を実施する指導意見について」http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7032/200812/42877.html
- 財政部・教育部(2007)「農村部の義務教育経費を調整・完全なものにする保障制度の改革についての政策の通知」http://www.gov.cn/zwgk/2007-11/29/content_820089.htm
- 簫宗六(2000)「校長負責制的提出及内涵」『中小学校管理』、第11期、5頁。
- 四川省(2004)「小中学校長の招聘、任用に関する管理方法（試行)」https://wenku.baidu.com/view/826d39b0178884868762caaedd3383c4ba4cb46f.html